

長野県公安委員会規則第7号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則（昭和29年長野県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。第9条第2項中「当該証書と引換えに」を削り、同条第3項中「又は損傷した年金証書」を削り、同条第4項及び第5項を削る。様式第13号の注の2中「又は損傷した年金証書」を削る。

附 則

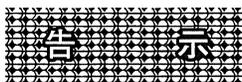
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙の使用に関する経過措置)

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則様式第13号の規定により作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

警 務 課



長野県告示第400号

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の規定に基づき、令和4年度において地域振興局長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

令和4年8月1日

長野県知事 阿 部 守 一

農業エネルギーコスト削減促進事業補助金交付要綱（令和4年7月26日付け4農政第185号農政部長通知）の規定に基づく補助金（事業が県全域にわたる団体に係るものを除く。）

人 事 課

長野県告示第401号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨通報がありました。

令和4年8月1日

長野県知事 阿 部 守 一

定期種畜検査に基づく交付

種 畜 証明書 番 号	家畜 の 種 類	品 種	名 前 (登録番号)	飼養者の住所氏名	等級	有効期限	有効区域
第 11346999317 号	牛	黒毛和種 13469 9931 7	花力2544 (全和黒 15097)	佐久市 佐久浅間農業協同組合	1級	令和4年5月23日 ┆ 令和5年5月22日	全国一円
第 11549102767 号	牛	黒毛和種 15491 0276 7	蘭望 (全和黒 15738)	上田市 有限会社ダボス牧場	2級	令和4年5月23日 ┆ 令和5年5月22日	全国一円
第 21220010001 号	馬	木曾馬種	豊桜 (日馬繁 91S 00019)	木曾郡木曾町 木曾馬乗馬センター	1級	令和4年5月31日 ┆ 令和5年5月30日	全国一円
第 21220010002 号	馬	木曾馬種	鈴風 (日馬繁 91S 00021)	木曾郡木曾町 木曾馬乗馬センター	2級	令和4年5月31日 ┆ 令和5年5月30日	全国一円
第 22220050001 号	馬	木曾馬種	瑞風 (日馬繁 91S 00031)	木曾郡木曾町 木曾馬保存会	2級	令和4年5月31日 ┆ 令和5年5月30日	全国一円

第 22220050002 号	馬	木曾馬種	草力 (日馬繁 91S 00032)	木曾郡木曾町 木曾馬保存会	2級	令和4年5月31日 ) 令和5年5月30日	全国一円
第 32220020003 号	豚	デュロック種	ワイルド パーク サイボク アルプス 7 0725 (日豚D種 DD19-A000683)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	令和4年6月6日 ) 令和5年6月5日	全国一円
第 32220020004 号	豚	デュロック種	ワイルド ビッグ サイボク アルプス 4 0787 (日豚D種 DD19-A000687)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	令和4年6月6日 ) 令和5年6月5日	全国一円
第 32220020005 号	豚	ヨークシャー種	フロンティア ウェスタン サイボクアルプス 7 0721 (日豚Y種 YY19-A000040)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	令和4年6月6日 ) 令和5年6月5日	全国一円
第 32220020006 号	豚	ランドレース種	サキ ハーミテージ イバボク 20 1 2595 (日豚L子 LL08-A002592)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	令和4年6月6日 ) 令和5年6月5日	全国一円
第 32220020007 号	豚	ランドレース種	サキ シムコ イバボク 20 1 2562 (日豚L子 LL08-A002589)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	令和4年6月6日 ) 令和5年6月5日	全国一円
第 32220020008 号	豚	デュロック種	ユメサクラ エクスプレス イバボク 21 1 8205 (日豚D子 DD08-A002381)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	令和4年6月6日 ) 令和5年6月5日	全国一円
第 32220020009 号	豚	デュロック種	ユメサクラ ファイヤー イバボク 21 1 8209 (日豚D子 DD08-A002382)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	令和4年6月6日 ) 令和5年6月5日	全国一円
第 32220020010 号	豚	デュロック種	ユメサクラ エクスプレス イバボク 21 1 8253 (日豚D子 DD08-A002384)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	令和4年6月6日 ) 令和5年6月5日	全国一円
第 32220020011 号	豚	デュロック種	エクスプレス ユメサクラ イバボク 21 1 8355 (日豚D子 DD08-A002388)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	令和4年6月6日 ) 令和5年6月5日	全国一円
第 32220020012 号	豚	デュロック種	エクスプレス ボドミン フジ トピックス 1 7308 (日豚D子 DD22-A002266)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	令和4年6月6日 ) 令和5年6月5日	全国一円
第 32220020013 号	豚	ランドレース種	ボドミン カール フジ 5 7507 (日豚L子 LL22-A000914)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	令和4年6月6日 ) 令和5年6月5日	全国一円
第 32220020014 号	豚	パークシャー種	メイローズ フレイトトレイン 992 (日豚B種 BB60-A000020)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	令和4年6月6日 ) 令和5年6月5日	全国一円
第 32220020015 号	豚	パークシャー種	メイローズ フレイトトレイン 1005 (日豚B種 BB60-A000021)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	令和4年6月6日 ) 令和5年6月5日	全国一円
第 32220020016 号	豚	ヨークシャー種	マッドシュート リバイバル 30 (日豚Y種 YY60-A000008)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	令和4年6月6日 ) 令和5年6月5日	全国一円
第 32220020017 号	豚	ヨークシャー種	サンベック ミスチーフ 349 (日豚Y種 YY60-A000007)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	令和4年6月6日 ) 令和5年6月5日	全国一円
第 32220020018 号	豚	マンガリツア種	マニズマウル リーダー 16 (日豚血 MG60-A000006)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	令和4年6月6日 ) 令和5年6月5日	全国一円
第 32220020019 号	豚	マンガリツア種	マニズマウル リーダー 17 (日豚血 MG60-A000007)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	令和4年6月6日 ) 令和5年6月5日	全国一円
第 32220020020 号	豚	デュロック種	ヘネシー エクスプレス フジ トピックス 1 7420 (日豚D子 DD22-A002274)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	令和4年6月6日 ) 令和5年6月5日	全国一円

第 32220020021 号	豚	大ヨークシャ 一種	ジュン ボナビスタ フジ トピックス 1 7436 (日豚 W 子 WW22-A000964)	塩尻市 長野県畜産試験場	2 級	令和4年6月6日 ＼ 令和5年6月5日	全国一円
第 11446290840 号	牛	黒毛和種 14462 9084 0	元福久  (全和黑 15101)	須坂市 菅平牧場畜産 農業協同組合	2 級	令和4年6月20日 ＼ 令和5年6月19日	全国一円

園芸畜産課家畜防疫対策室

**長野県告示第402号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和4年8月1日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

上田市平井宇山神2447の1、2447の2、2447の4、2447のへ、2447のト、2447のチ、2447のリ、2449のロ、2460のイ、2460のロ、2460のハ、2462のロ、2462のハ

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第403号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和4年8月1日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

飯田市下瀬109の1、140の1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第404号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和4年8月1日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所  
茅野市宮川字安国寺3372の13・3372の15（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3372の38、3372の40
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字安国寺3372の13（次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第405号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和4年8月1日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所  
佐久市志賀字内堀1036の1、1036の2、1036のイの2、1036のロ、1036のハ、1037のイ
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第406号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和4年8月1日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所  
南佐久郡川上村大字秋山641の1、641の乙、642

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び川上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第407号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和4年8月1日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

上水内郡小川村大字瀬戸川字神楽岡18185の6、18187の3、18189の3、18191の3、18191の6

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第408号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年8月1日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

佐久市（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

佐久市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第409号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年8月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
下伊那郡天龍村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
天龍村（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第410号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年8月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
下伊那郡喬木村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
喬木村（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び喬木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第411号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年8月1日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
木曽郡木曽町（次の図に示す部分に限る。）
  - 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 変更後の指定施業要件
    - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第412号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年8月1日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
木曽郡木曽町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、木曽町（次の図に示す部分に限る。）
  - 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 変更後の指定施業要件
    - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第413号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年8月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
上水内郡小川村（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第414号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年8月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
下水内郡栄村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、栄村（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第415号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和4年8月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称  
長野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
長野都市計画道路事業 3・4・29号七瀬居町線
- 3 事業施行期間  
令和4年8月1日から  
令和11年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

長野県長野市大字鶴賀字王神、字河原、字澤田、字屋敷添及び字中堰地内

(2) 使用の部分

なし

都市・まちづくり課

選告示第58号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

令和4年8月1日

長野県選挙管理委員会委員長 北島靖生

別表中	34,534	を	34,664	に改める。
	315,837		316,647	
	110,614		111,144	
	71,929		72,371	
	45,830		45,956	
	19,105		19,154	
	43,343		43,453	
	13,535		13,600	
	19,043		19,074	
	11,694		11,729	
	18,341		18,402	
	8,951		8,993	
	17,838		17,841	
	7,597		7,609	
	6,281		6,283	
	21,522		21,615	
	18,462		18,534	
	39,817		40,036	
	20,878		20,902	
	8,270		8,284	
27,262	27,334			
6,630	6,648			
22,600	22,676			
7,400	7,446			
8,628	8,646			

選挙管理委員会